

○横浜市報調達公告版発行規則

平成 16 年 3 月 25 日  
規則第 24 号

横浜市報調達公告版発行規則をここに公布する。

横浜市報調達公告版発行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市報調達公告版(以下「調達版」という。)の発行について必要な事項を定めるものとする。

(登載事項)

第 2 条 調達版は、次に掲げる事項を登載する。

- (1) 横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号)第 8 条第 1 項及び第 48 条の規定による公告
- (2) 横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則(平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号)第 6 条第 1 項及び第 4 項並びに第 13 条の規定による公告
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市が行う調達手続に関する公告

(発行日)

第 3 条 調達版は、毎週火曜日に発行する。ただし、登載事項がないときは、休刊とする。

2 前項の発行日が、横浜市の休日を定める条例(平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号)第 1 条第 1 項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、発行日を休日でない日に順次繰り下げる。

3 前項の規定により発行日を順次繰り下げた場合において、その発行日が 6 日以上繰り下がるときは、同項の規定にかかわらず、発行日を第 1 項に定める発行日前の休日でない日に順次繰り上げる。

4 財政局長は、特に必要があると認めるときは、調達版を臨時に発行することができる。

(平 18 規則 84・平 22 規則 29・一部改正)

(番号)

第 4 条 調達版は、発行の順序により、毎年その年の追番号をつけるものとする。

(原稿の送付等)

第 5 条 文書主任は、調達版に登載する事項の原稿を取りまとめ、当該事項に係る原議を添えて、発行日の 7 日前までに財政局長に送付しなければならない。ただし、急を要するものは、理由を付してその都度送付しなければならない。

(平 18 規則 84・平 22 規則 29・一部改正)

(発行の手続等)

第 6 条 財政局長は、前条の資料に基づいて登載事項を編集し、発行の手続をしなければならない。

(平 18 規則 84・平 22 規則 29・一部改正)

(閲覧)

第 7 条 調達版は、市役所において適当な場所に備え付けるほか、インターネットを利用して市民が閲覧することができる状態に置くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(追番号の措置)

2 平成 16 年に発行する調達版の番号は、横浜市報発行規則(昭和 25 年 2 月横浜市規則第 2 号)の規定に基づき同年に発行した横浜市報号外のうち調達手続に関する事項を登載するために発行したものの追番号に継続してつける。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 29 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。